

令和 6 年 4 月 25 日現在

機関番号：10102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01047

研究課題名(和文)「フランク君主の勅令」としての「カピトゥラリア」概念形成過程の研究

研究課題名(英文) A Study of the formation process of the concept 'capitularia' as 'decrees of the Frankish rulers'

研究代表者

津田 拓郎 (Takuro, Tsuda)

北海道教育大学・教育学部・准教授

研究者番号：70568469

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：フランク王国史の重要史料とされる「カピトゥラリア」は、長年「君主の勅令」であると見なされていたが、近年の研究では「カピトゥラリア」には極めて雑多な文書が含まれていることが明らかにされている。ではなぜ「カピトゥラリア」が「君主の勅令」であるという理解(誤解)が生じてしまったのだろうか。本研究では、フランク王国時代から近代歴史学の成立時期までの「カピトゥラリア」およびそれらの文書群を指す用語法を分析し、「カピトゥラリア」=「君主の勅令」というイメージが、カロリング期後期の一部の写本及び近世の人文主義者の刊本によって構築されたものであることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果により、フランク王国の君主が大量の「勅令」を發布して統治を行っていたというイメージが虚像に過ぎないことが明らかになり、当時の統治慣行についての大きな見直しの必要性が示唆された。また、本研究により、われわれの行ってきた歴史研究が、後代に構築された類型概念に基づいて進められていたことが明らかになったことで、「カピトゥラリア」の分野を超えて、現在の中世史研究において自明視されている分析概念についても、その成立過程を丹念に考察し直すことが、既存の歴史像の大きな見直しに結びつきうるということが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：'Capitularia' are an important source for research into the history of the Frankish Kingdom, having long been regarded as composed of the decrees of the rulers. Recent research, however, has shown that 'capitularia' contain an extremely diverse set of documents. What led to the (mis-)understanding that capitularia were the decrees of the rulers? This study analyzed the construction of the category 'capitularia' from the Frankish period until the establishment of methods of modern historical studies, revealing how the belief that 'capitularia' means 'decrees of the rulers' grew out of some manuscripts from the late Carolingian period and the editions of humanists of the early modern period.

研究分野：西欧初期中世史

キーワード：カピトゥラリア 勅令 フランク王国 シャルルマーニュ 神話化

1. 研究開始当初の背景

本研究が焦点を当てる「カピトゥリア」とは、伝統的に「フランク君主の勅令」と見なされてきたテキスト群であり、ほぼ全てのフランク王国研究において用いられるなど、西欧初期中世史にとっての極めて重要な史料類型とみなされている。一方、1990年代頃から、いくつかの研究は、「カピトゥリア」とみなされてきたテキスト群の多様性を強調し、伝統的な「フランク君主の勅令」というイメージを大いに相対化する見解を提示してきた。特に、S. パッツォルドと津田は、「カピトゥリア」=「勅令」という理解を否定する立場をとっており、特にカール大帝期に関しては、MGH版に含まれる「カピトゥリア」が全て同一の史料類型に属するという認識自体存在していなかったことも明らかにした。ただし、パッツォルドや津田の新しい理解が従来説に完全に取って代わったわけではないことは、他ならぬ新版刊行計画の副題が“Edition der fränkischen Herrschererlasse”(「フランク君主の勅令の刊本」)であることから明らかである。「勅令」説を強く否定するパッツォルド自身も新版刊行計画に参加していることを考えるなら、新版刊行メンバー内部においても「カピトゥリア」理解が多様であることがうかがえる。また、邦語・欧語を問わず、教科書・概説書においては、「カピトゥリア」は「勅令」とであるという説明が現在でも一般的であり、伝統的理解は根強く残り続けているとあって良い。

2. 研究の目的

本研究の目的は、「カピトゥリア」なる文書類型概念及びそれが「勅令」とであるという考え方が成立・定着していく過程を、初期中世から19世紀末の古典学説成立期までの史料・文献の分析から具体的に明らかにすることである。従来の研究における最も大きな問題点は、分析概念と同時代概念の混同にある。そもそも「条項別に書かれた文書」一般を指していたラテン語の名詞 *capitula* や *capitulare* (pl. *capitularia*) が無批判に「カピトゥリア」(英 *capitularies*, 独 *Kapitularien*, 仏 *capitulaires*) と訳されることで、それが(現代の研究者が分析概念として使用している)「カピトゥリア」とあるとの理解が生まれてしまっていたのである。そして、「カピトゥリア」=「勅令」という理解から、条項別で書かれたこの時代のテキスト全てを「勅令」とみなす不適切な一般化も行われてしまっていた。その結果、*capitula* や *capitulare* 等と呼ばれている文書、さらにはそうした語で指称されていない多くの条項別に書かれた文書を収録する刊本が成立し、「大量の勅令を発布したカール大帝」と「勅令が激減したカロリング後期」を対比的に見るような歴史像までもが生まれてしまっていた。分析概念と同時代の用語の混同は、我々の歴史像にも大きな影響を与えている。こうした状況を打破する試みが本研究である。

3. 研究の方法

本研究では、フランク王国から残されている条項別のテキスト群が、i) 1つの文書類型として把握されるようになり、ii) 「君主の勅令」と見なされるようになり、iii) 「カピトゥリア」と呼ばれるようになり、iv) 「カピトゥリア」=「勅令」という理解が歴史叙述の中に定着し、v) 初期中世の史料における *capitula* や *capitulare* (pl. *capitularia*) が「カピトゥリア」と翻訳されて、分析概念と同時代概念の混同が生まれていく過程全体を明らかにする。ここでは便宜上主たる分析対象を、A. 「カピトゥリア」が発布された時期の史料、B. カロリング後期以降の史料・写本、C. 「カピトゥリア」を収録する近世以降の印刷本、D. 近代歴史学の誕生以降の歴史叙述の4つに区分することとする。Aについては研究開始段階においてすでに、1) カール大帝の孫の世代になると、現在の研究者が「カピトゥリア」とみなしているテキスト群を1つのまとまった文書類型のごとくに把握する態度が現れ始めていること、2) それらを「カピトゥリア」という名称で一括して呼ぶ態度はいまだ見られないことが明らかになっている。よって、本研究における分析対象となるのは主としてB~Dとなる。

Bについては、カロリング後期から中世盛期にかけて作成される「カピトゥリア」を収録する写本を主たる分析対象とし、「カピトゥリア」認識の変化をたどっていく。特に、写本作成者が、自分たちが収録した「カピトゥリア」をどのような呼称で呼んでいるか、どのようなテキストとともに収録しているかなどを手がかりに分析を進める。ここでは、H. モルデクが作成した「カピトゥリア」を収録する写本の目録(H. Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta*, München, 1995)と、「カピトゥリア」新版刊行計画のウェブサイト上で公開され始めている写本データのトランスクリプションを活用して調査を行う。また、ここで分析結果を補強する目的で、a) 「カピトゥリア」の個別の条項が教会法収集や法書に収録されている事例や、b) 「フランク君主による勅令発布」が中世盛期以降の叙述史料等で言及されている事例についても調査を行う。aについては教会法史・法制史の研究の蓄積があり、bについては19世紀の法制史研究において一定の網羅的調査が行われていることが判明しているため、そうした先行研究に基づきつつ調査と考察を進める。

Cについては、E. バリューズが1677年に一定数の「カピトゥラリア」を *Capitularia Regnum Francorum* として刊行したことが、その後の「カピトゥラリア」の刊本に大きな影響を与えたことが一般に知られている。他方で、バリューズ版以外の諸版についての研究は不十分であり、バリューズ版自体の成立事情についても十分な調査は行われていない。本研究においては、Bの調査の知見も援用しつつ、バリューズ以前の刊本の編者における類型認識や用語法、バリューズが「カピトゥラリア」という名称を採用した理由、バリューズ自身の類型認識や用語法、そしてバリューズがその後の版に与えた影響の分析が行われる。

Dについては、同時代概念と分析概念の混同がどのような形で進行・定着したのかという視角から、特に19世紀ドイツの研究を分析しなおす。

4. 研究成果

5年間の研究を終えて明らかになったことは以下のようにまとめることができる。

すでに明らかになっていた上述のAの過程を経て、まず、カロリング後期に作成された「カピトゥラリア」収集の中に、収集したテキスト群を *capitulare/capitularia* と呼ぶものがごく少数だが存在することが明らかになった。ルプスが作成した *Liber legum* (厳密にはその目次) や、テーゲルンゼー写本 (München Clm 19416) がそうした事例である。他方で、大多数の「カピトゥラリア収集」は収集したテキスト群を統一的に *capitulare/capitularia* と呼んでいるわけではないこともまた明らかになった。

中世盛期以降、教会法収集などの一部の例外を除いて、カロリング期の「カピトゥラリア」が引用される事例は減少していき、中世後期には「カピトゥラリア」はほぼ忘れられるに至った。それと同時に、君主の勅令を指して *capitulare/capitularia* という語を用いる慣行もほぼ完全に消滅していった。

近世に入り、人文主義者たちの手によって「カピトゥラリア」が再発見されることとなるが、当初それらのテキストは *leges* や *constitutiones* といった語で指称されていた。また、アンセギス収集の用語法に由来する *capitula* という語も用いられていた。近世の印刷本の調査を進める中で、*capitulare/capitularia* が「フランク君主の勅令」を指す専門用語として用いられるようになった大きな画期は、ヴァイト・アメルバッハによるテーゲルンゼー写本の刊本である可能性が高いことが明らかになってきた。アメルバッハが用いた写本は、カロリング後期の「カピトゥラリア収集」の中でも、収録テキストを *capitulare/capitularia* と呼んでいる少数の事例にあたり、その写本を刊行する中でアメルバッハは、*capitulare/capitularia* が「フランク君主の勅令」を指す専門用語であったと考えたようである。彼の理解は彼が自身の刊本に付した語注に現れている。その後16世紀後半頃からこうした用語法が、「カピトゥラリア」を収録する刊本や研究文献の中に広まっていき、バリューズ版のタイトルにおいて *capitularia* が採用されたことが、この用語法を決定的に定着させる結果をもたらした。

19世紀の近代歴史学の成立期の文献においては、すでに *capitularia* (ドイツ語では *Kapitularien*) がフランク君主の勅令を意味する専門用語であるということは、議論の対象ではなく議論の前提となっていたことが明らかになった。その後の研究は、*capitularia/Kapitularien* の法的性質を巡る議論に向かい、同時代の用語法それ自体が集中的な研究の対象となることはなかった。

このように、*capitulare/capitularia* が「フランク君主の勅令」を指すという誤った理解は、カロリング後期の1写本及び近世の1刊本に多くを負っている可能性が高く、用語法の網羅的な調査に基づいたものではないということが明らかになったため、「カピトゥラリア = 勅令」という伝統的理解の非妥当性があらためて浮き彫りになったといえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 Takuro Tsuda	4. 巻 79-1
2. 論文標題 Zur Entstehung der "Kapitulariensammlung" im Liber legum des Lupus und zur Vielfalt der "Kapitularien" Karls des Grossen	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Deutsches Archiv fuer Erforschung des Mittelalters	6. 最初と最後の頁 1-71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Takuro Tsuda	4. 巻 56
2. 論文標題 Die sogenannten Kapitularien und ihre Archivierung in der Karolingerzeit	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Fruehmittelalterliche Studien	6. 最初と最後の頁 65-95
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1515/fmst-2022-0004	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 津田拓郎	4. 巻 308
2. 論文標題 8・9世紀アフロユーラシア世界におけるカロリング朝フランク王国	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 史学研究	6. 最初と最後の頁 1-38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 津田拓郎	4. 巻 12
2. 論文標題 「大立法者」としてのカール大帝の記憶	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 西洋中世研究	6. 最初と最後の頁 79-92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Takuro Tsuda	4. 巻 3
2. 論文標題 On the so called Capitulary of Frankfurt and communication between Charlemagne and Bavaria at the end of the 8th Century	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Spicilegium	6. 最初と最後の頁 3-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計11件 (うち招待講演 4件 / うち国際学会 5件)

1. 発表者名 Takuro Tsuda
2. 発表標題 The Tegernsee Codex (Muenchen lat. 19416) and the origin of the technical term "capitularies (capitularia)"
3. 学会等名 Legal manuscripts in the Frankish world: Interdisciplinary approaches to the formation and transformation of early medieval legal cultures (8th-11th centuries) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 Takuro Tsuda
2. 発表標題 Zur Entstehung der "Kapitulariensammlung" im Liber legum von Lupus
3. 学会等名 Arbeitstreffen der Mitarbeiter:innen des Akademie-Projektes 'Edition der fraenkischen Herrschererlasse' (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 津田拓郎
2. 発表標題 グローバル・ヒストリーの中のカロリング朝フランク王国
3. 学会等名 上川管内高等学校教育研究会教務部会地歴公民分科会 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Takuro Tsuda
2. 発表標題 Zur Entstehung des Fachbegriffs "Kapitularien"
3. 学会等名 Arbeitstreffen der Mitarbeiter:innen des Akademie-Projektes 'Edition der fraenkischen Herrschererlasse' (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Takuro Tsuda
2. 発表標題 Terminologie rund um die "Kapitularien" der Karolingerzeit und die Frage nach den Textkategorien
3. 学会等名 Arbeitstreffen der Mitarbeiter:innen des Akademie-Projektes 'Edition der fraenkischen Herrschererlasse' (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 津田拓郎
2. 発表標題 「カピトゥラリア」の形式的多様性からみたカール大帝期のコミュニケーションールプス『法の書』の成立事情の検討からー
3. 学会等名 中世・ルネサンス研究所第30回研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Takuro Tsuda
2. 発表標題 On the Visual Elements in Manuscripts of the Carolingian "Capitularies"
3. 学会等名 3rd meeting of the project "Legal culture(s) in the Frankish World (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 津田拓郎
2. 発表標題 問題提起：若者の西洋中世離れ 通俗的西洋中世像と中等教育における西洋前近代の取り扱い
3. 学会等名 西洋中世学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 津田拓郎
2. 発表標題 8・9世紀西ユーラシア世界における周縁と秩序(シンポジウム：ユーラシア世界における周縁と秩序)
3. 学会等名 広島史学研究会大会(招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Takuro Tsuda
2. 発表標題 Comment as a discussant to Johannes Preiser-Kapeller, Volcanoes, plagues and cherry blossoms. Entangled ecologies of early medieval Afro-Eurasia, 500-900 CE
3. 学会等名 連続講演会：環境史からみた中世グローバルヒストリー
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 津田拓郎
2. 発表標題 8-9世紀アフロユーラシア世界におけるフランク王国 前近代世界史教育における西欧中心史観からの脱却に向けて
3. 学会等名 第57回北海道高等学校教育研究会(招待講演)
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 有光秀行・鈴木道也・津田拓郎他	4. 発行年 2024年
2. 出版社 八坂書房	5. 総ページ数 308
3. 書名 脇役たちの西洋史 9つのライフ・ヒストリー	

1. 著者名 河内祥輔、小口雅史、M・メルジオヴスキ、E・ヴィダー(津田拓郎・井上周平訳)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 思文閣出版	5. 総ページ数 272
3. 書名 儀礼・象徴・意思決定	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------